

岡山市物価高騰重点支援給付金のご案内

- 国で閣議決定された物価高騰の影響を特に受ける低所得世帯（住民税非課税世帯等）の方々を支援するための新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。



給付金の支給額

1世帯あたり7万円

支給対象と支給手続き

基準日（令和5年12月1日）に岡山市に住民登録がある世帯

世帯全員が令和5年度「**住民税非課税**」の世帯

※世帯全員が令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養等を受けていない

住民税非課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）を
世帯主名義の口座で受給済み

前回受給時と
世帯構成が**同じ**

前回受給時と
世帯構成に**異動あり**

令和5年1月2日
以降に転入した者、又は住
登外課税者を含む世帯

申請時に
岡山市に住民登録がある世帯

令和5年度「**住民税課税**」
の世帯員がいる世帯

【家計急変世帯】

予期しない離職等により、
令和5年10月から令和6年
3月までの家計が急変し、
世帯全員が「**住民税非課税
水準相当**」になった世帯

岡山市から書類が届きます

※届かない場合は、コールセンターまでお問い合わせください

手続き不要です

※給付金の辞退や
振込先を変更する場合
は申し出が必要です

確認書の**返送が必要**です

裏面「I」へ

申請期限：**令和6年3月31日（日）** ※消印有効

申請が必要です

裏面「II」へ

お問い合わせ先

岡山市物価高騰給付金コールセンター



0120-372-016

【受付時間】 8時30分～17時（土日祝除く）

【担当】

岡山市物価高騰給付金事務局
〒700-8544
岡山市北区大供一丁目1番1号

給付金の支給手続き

※既に岡山市や他市区町村で「重点支援地方交付金」を活用した同様の給付金を受給された方は対象外です

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 基準日(令和5年12月1日)時点で岡山市に住民登録があり、対象となる世帯には給付内容や支給要件が書かれた確認書が届きます。
- 世帯の中に、令和5年1月2日から12月1日までに岡山市へ転入された方を含む場合、対象となる世帯には、令和6年2月上旬から順次、確認書が届きます。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、**返送してください**。



【支給要件】 ①住民税が課税されている者の扶養親族等のみの世帯ではないこと
②住民税が課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
③租税条約による住民税の免除を届け出ている者がいないこと
④既に本給付金と同様の給付金（7万円）を受給した者がいないこと

※ 給付対象と思われる方で確認書が届かない場合は、岡山市物価高騰給付金コールセンター（0120-372-016）までお問い合わせください。

II 予期しない離職等により令和5年10月～令和6年3月の家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当になった世帯（家計急変世帯）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書及び申立書に必要事項を記入し、添付書類とともに総合窓口※へ提出、または事務局まで郵送してください。
- 定年退職、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、あらかじめ明らかである収入の減少は対象外になります。

添付書類 離職等が分かる書類（離職票、退職証明書、家計急変する前の給与明細書など）、住民票の写し（世帯全員続柄入り）、本人確認書類の写し、振込先口座の写し など

※総合窓口：岡山市保健福祉会館1階（北区鹿田町一丁目）
期間 令和6年1月4日(木)～令和6年3月29日(金)
時間 8時30分～17時15分（土日祝除く）



【住民税非課税相当となる収入、所得額の目安（給与収入の場合）】

扶養親族等の数	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
0人	100.0万円以下	45.0万円以下
1人	156.0万円以下	101.0万円以下
2人	206.0万円未満	136.0万円以下
3人	256.0万円未満	171.0万円以下
4人	306.0万円未満	206.0万円以下
障害者、ひとり親 寡婦、未成年の場合	204.4万円未満	135.0万円以下

！ あらかじめ収入減少することが、明らかな月により給付を申請した場合や、既に同様の給付金を受給しているのに意図的に申請した場合は、**不正受給（詐欺罪）**に問われる場合がありますので、**ご注意ください**。